

小・中学校・幼稚園・保育所の一日も早い耐震化を求める意見書

日本は世界有数の地震大国であり、いつどこで大地震があってもおかしくありません。6月14日に起きた岩手・宮城内陸地震は、改めてそのことを示しました。

中国四川省の大地震は、時間帯が昼間であったことから耐震構造をもたない学校や幼稚園・保育所の倒壊で子どもたちが多数犠牲になるなど、未曾有の大惨事となりました。

文科省の調査(2008年4月)によると、1981年に改正された現行の耐震基準を満たしているのは公立小中学校の校舎や体育館で8万4000棟、耐震化率は62.3%にすぎません。残る約4万8000棟が未耐震のままです。そのうち震度6以上の地震で倒壊・崩壊の危険性があるものは1万棟余となっています。

公立幼稚園では57.8%(2008年4月)、私立幼稚園では62.5%(2007年4月)、保育所では厚労省の調査(2007年4月)で公立で52.7%、私立で59.1%です。いずれも耐震診断さえ遅れている状況です。

学校などの施設は、子どもたちの学びの場、生活の場であると同時に、災害時における地域住民の緊急避難場所としての役割を果たします。

中国四川大地震を機に、国会で改正地震防災対策特別措置法が設立しました。この法律では、耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げられるという前進をしたものの、対象となるのは公立小中学校・公立幼稚園のIs値(構造耐震指標)0.3%未満のわずか約1万棟に過ぎません。

私たち新日本婦人の会では、これまでも子どもの安全と命を守るため、学校などの施設整備の拡充を求める運動を行ってきました。

いつ起こるかわからない地震災害に備えるため緊急に以下の点を求めます。

記

- 1、公立の小中学校・幼稚園・保育所の耐震化診断の実施と結果を公表すること
- 1、Is値が0.3%未満に該当する公立小中学校・幼稚園・保育所について、改築、または改修・補強を行うこと
- 1、それ以外の未耐震の校舎・園舎の耐震化のための予算を確保し、早急に耐震化を進めること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月17日

大和高田市議会